

新学習指導要領を踏まえた
教育環境の充実に向けた取組について

諮問事項 3

新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組について

答申にあたって

平成29年4月に告示された新学習指導要領では、これからの時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込まれています。これにより、子どもが学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有して、「カリキュラム・マネジメント」を行ったりしやすくなる。

また、生きて働く力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質と授業改善の視点を明確にしている。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善の実現が求められている。

こうした点から、学習内容に対して、子どもたちが「知りたい」「できるようになりたい」などの関心・意欲をどう高めるか等、小・中学校において、これまで取り組まれてきた実践の蓄積を生かし、授業を工夫して改善することが大切となる。

また、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、人工知能の進化などにより、子どもたちの将来は、予測困難な時代になると言われている。これからの学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値につなげていくことができるようにすることなどが求められる。

こうした状況を踏まえ、新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指している。

そこで、生駒市教育委員会では、新学習指導要領を学校において円滑に実施するためには、具体的な取組を検討するために、諮問事項3として「新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組について」、新たに設置した「生駒市学校教育のあり方検討委員会」に諮問した。

今回の答申は、このような流れを受け、生駒市学校教育のあり方検討委員会において協議・検討を行い、新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組を教職員・保護者によるワークショップの内容等を踏まえて策定した。今後は、学校現場において、その成果と課題を検証しながら継続的に取り組むことを願う。

令和2年2月

生駒市学校教育のあり方検討委員会
委員長 前田 康二

目次

答申にあたって

第1章 課題と取り組み内容	1
Ⅰ 「社会に開かれた教育課程」の実現	1
① コミュニティ・スクールの導入	
② 学校施設の開放	
Ⅱ 子どもたちへの「生きる力」の育成	3
1 教育内容の充実	
(1) 新学習指導要領の全面实施	
① 夏期休業期間の短縮	
(2) 部活動	
① 地域人材の登録システム	
(3) 生徒指導・人権教育	
① 教育相談体制の充実	
② 教職員研修の充実	
③ いじめを許さない学校体制の強化	
④ 家庭と学校が連携した子育ての実施	
2 授業内容の充実	
(1) 外国語教育	
① 英語教育推進委員会の開催	
② 小学校高学年における教科担任制の導入	
③ 生駒市英語教育カリキュラムの実施の徹底	
④ ネイティブな英語に触れる機会の提供	
(2) ICT活用教育	
① ICT機器の具体的な活用方法を学ぶ場の提供	
② デジタル教材等の情報共有	
③ 児童生徒1人に1台タブレットPCを配置	
(3) プログラミング教育	
① 学校におけるプログラミング教育推進計画の策定	
② プログラミング教材の活用の充実	
(4) 言語能力	
① 言語活動の充実	
(5) 理数教育	
① 算数・数学や理科の学習の質の向上	
② 児童生徒の興味・関心の高揚	
(6) 道徳教育	
① 多様な指導方法による「考え、議論する道徳」の推進	
(7) 体験活動	
① 自尊感情の醸成	

3 教職員支援

- ① 統合型校務支援システムの活用及び定着のための研修会の開催
- ② 時間創造プログラムの実践によるゆとりの確保

Ⅲ 主体的・対話的で深い学びの実現 13

- ① 教職員の交流・情報交換
- ② 教職員の研修体制の活性化
- ③ 合理的配慮を施した授業の実施

第2章 まとめ 15

- 【参考資料】** 生駒市学校教育のあり方検討委員会条例
生駒市学校教育のあり方検討委員会 委員名簿
生駒市学校教育のあり方検討委員会 委員名簿（部会別）
新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組に関する検討経緯
教育の質の向上に関する課題を踏まえた対策のまとめ表

第1章 課題と取り組み内容

生駒市学校教育のあり方検討委員会(教育環境向上部会)では、「生駒市教育大綱」に示されている「いこまっこ」「いこまびと」を育むために、「どんな子に育てほしいのか」「それにはどんな教育が必要なのか」「どんな指導方法があるのか」等の観点に基づき審議を進めた。

令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で新学習指導要領が全面実施されるにあたり、「社会に開かれた教育課程」「教育内容の充実」「授業内容の充実」等を柱に、まずは現状把握を行った。

また、教職員と保護者を対象に実施したワークショップの内容も踏まえて、課題の整理を行った。そして、それらの課題に対してどのような方策が考えられるか、より具体的な取組にはどのような方法があるのか、意見を出し合い審議を進めた。

そこで、これまでの審議を基に、「新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組について」以下の形で取りまとめた。

I 「社会に開かれた教育課程」の実現

これからの学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値につなげていくことができるようにすることなどが求められる。

こうした状況を踏まえ、新学習指導要領では「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指している。

そこで、「社会に開かれた教育課程」の実現のために、生駒市内の各学校において、コミュニティ・スクール(※1)を導入し、学校と地域が子どもたちのよりよい育成を目指し、一体的な取組を進められたい。

〈課題〉

- 「地域とともにある学校づくり」の推進
- 関係機関や関係団体等との連携
- 地域学校協働活動(※2)の周知と実践
- 学校評価の充実

〈課題に対する方策〉

① コミュニティ・スクールの導入

- 平成29年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、「学校運営協議会(※3)」の設置が努力義務化されたことに伴い、学校の実情に応じた学校運営協議会を設置されたい。
- よりよい社会を作るという目標のもと、教育課程を介して地域社会とつながる学校を目指し、コミュニティ・スクールの導入を進められたい。
- 学校・地域・家庭の現状や課題から、熟議を通して共通の目標を設定し、そ

それぞれの連携・協働のもと、将来の地域を担う子どもたちに「生きる力」を育ま
れたい。

【具体的な取組】

ア 学校における学校運営協議会の全小中学校への設置

- ・学校運営協議会の定期的な開催
- ・地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンの共有
- ・学校運営に関する「基本的な方針の承認」「学校や教育委員会への意見の申出」「教職員の任用に関する意見の申出」についての合議
- ・学校運営協議会における熟議による学校評価や地域学校協働活動の実施

イ 各学校区における地域学校協働本部の設置

- ・教育委員会による地域学校協働推進員(※4)の任命及び委嘱
- ・地域・家庭(PTA)・学校の連携強化
- ・地域・家庭(PTA)による得意分野を活かした協働活動の計画及び実施
- ・地域学校協働活動の継続的な実施

ウ 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な取組の実施

- ・支援から連携、そして協働へとつながるための学校と地域の協議の充実
- ・地域関係団体との連携による郷土学習や協働防災訓練等の実施
- ・教職員の積極的な地域活動への参加
- ・地域ボランティアによる学習・部活動等の支援
- ・地域連携による社会奉仕体験活動や職場体験活動の実施

※1:コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のこと

※2:地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと

※3:学校運営協議会とは、当該学校の運営に関して協議するためにおかれる機関のこと

※4:地域学校協働推進員とは、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う人のこと

② 学校施設の開放

- 子どもたちにとって安全・安心な環境が確保されていることを前提に、「地域とともにある学校づくり」を進める上で、学校に求められる役割は大きく、学校施設の開放を進められたい。
- 学校と社会・家庭が連携しながら、ともに子どもたちを育てていくという観点からも、災害時には応急的な避難場所となるなど地域の中で期待され、果たすべき役割は大きく、学校が地域のコミュニティづくりの拠点とならなければならない。

【具体的な取組】

ア 地域・家庭(PTA)・学校が一体となった取組の実施

- ・学校における地域行事の開催
- ・学校図書館を核とした地域コミュニティ活動の開催
- ・地域や家庭(PTA)の方々の知識やスキルを授業に活かした子どもたちがワクワクして夢中になれる実体験の創出

イ 学校教育への社会教育の参画

- ・放課後子ども教室の充実
- ・自主学習グループに登録された団体による学校施設の活用
- ・子どもの支援としての子ども食堂(※5)等の実施
- ・児童生徒の放課後の居場所づくりとしての取組の実施

※5:子ども食堂とは、地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場のこと

Ⅱ 子どもたちへの「生きる力」の育成

人工知能の普及やインターネットの生活への浸透は社会や生活を大きく変えることが予想される。このような時代には、変化を前向きに受け止め、社会や人生をより豊かにしていくためにはどうすべきかを自ら主体的に考えだすことができる力が必要となる。

この力は、これまでの学校教育で育まれるものを超越するものであることから、現状の子どもたちが抱える課題を踏まえたうえで、学校教育で「生きる力」を育成することが必要である。

1 教育内容の充実

今回の学習指導要領改訂に伴い、外国語活動や外国語が導入された小学校第3, 4, 5, 6学年で授業時数が増加した。子どもたちの集中力や負担を考慮した上で、教育内容の充実を図るための取組が必要となる。

また、その他の学年や中学校においても、警報発令時やインフルエンザ等による臨時休業等を行った場合でも、授業時数を十分に確保し、教育活動を行う事が重要であると考える。

(1)新学習指導要領の全面実施

〈課題〉

- 授業時間数の確保
- 小学校高学年における週時数の増加
- 小学校5,6年生における英語の教科化
- 児童の授業時間数の軽減

〈課題に対する方策〉

① 夏期休業期間の短縮

- 小学校における中学年の「外国語活動」、高学年の「外国語」の導入に伴う授業時数の増加に対しては、児童の集中力や負担を考慮すると、一週間あたりの授業時数の軽減を図るために、夏期休業期間を短縮することが望ましい。

- 中学校においては学習指導要領改訂による授業時数の変更はないが、警報発令時やインフルエンザ等による臨時休業を行った場合、授業時数の確保が困難になることも考えられる。
- 夏期休業の短縮に伴う授業時数の確保により、カリキュラム・マネジメント(※6)に余裕ができ、学校独自の特色ある教育活動の編成が可能となる。また、生駒市独自に小学1,2年生で取り組んでいる外国語活動の実施についても余裕が生まれる。このように、授業時数の確保によって、児童生徒にとって楽しい授業を受けることにつながるものとする。

【具体的な取組】

ア 夏期休業期間の短縮により生まれた授業時数の有効的な活用

- ・小学校における現行どおりの週当たり授業時数の時間割による授業の実施
- ・外国語教育や ICT 機器を用いた児童生徒による自発的な学習活動など特色ある教育の推進
- ・学校独自のカリキュラム・マネジメントの充実

イ 児童生徒への負担の軽減

- ・週あたりの授業時数の軽減による集中力の維持

ウ エアコンの設置による快適な学習環境での学習

※6:カリキュラム・マネジメントとは、学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくり・整備である。それは、学校経営の営みにおいて中核に位置付くものである。

(2)部活動

〈課題〉

- 「生駒市立学校に係る部活動の方針」に則った部活動の運営
- 部活動指導員の配置の拡充
- 社会教育への移行も含めた部活動のあり方

〈課題に対する方策〉

① 「生駒市立学校に係る部活動の方針」に則った部活動の運営

- 各学校で「生駒市立学校に係る部活動の方針」に則った部活動の運営を行い、児童生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動が生徒にとって安心安全でよりいっそう有意義な活動とすることが重要と考える。

【具体的な取組】

- ・児童生徒の発達に合わせた活動の実施
- ・定期的な施設・設備等の安全点検の実施
- ・適切な休養日の設定

② 地域人材の登録システムの導入

- 専門的な技能や知識を有する部活動指導員の配置を拡充すると共に、市独自の地域人材登録システムを導入することにより、児童生徒の心身の発達と教職員の負担軽減のための部活動支援の充実を図ることが重要と考える。

【具体的な取組】

- ・地域人材の登録システムの導入
- ・部活動指導員の配置の拡大

(3) 生徒指導・人権教育

〈課題〉

- 児童生徒への理解
- 男女共生教育の推進

〈課題に対する方策〉

① 教育相談体制の充実

- 一人一人の児童生徒の課題を把握し、児童生徒の心に寄り添い解決するために、教育相談体制の充実や教職員の児童生徒の理解の向上に努めてもらいたい。

【具体的な取組】

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(※7)による教育相談の充実
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと学校との連携の強化

② 教職員の研修の充実

- 教職員が児童生徒のわずかな変化を敏感に把握し、児童生徒に寄り添った教育活動が行われるように、教職員の児童生徒の理解の向上に向けた研修会を充実させてもらいたい。

【具体的な取組】

- ・人の違いや多様性、命の大切さについて学ぶ機会の充実
- ・キャリア・パスポート(※8)の積極的な活用

③ いじめを許さない学校体制の強化

- いじめを許さない学校づくりをはじめ、個々人の違いや多様性を理解し、一人一人が命の大切さを学び、他者と相互に認め合うための具体的な学びの機会を確保するために、人権尊重の精神を基盤とした教育活動を推進してもらいたい。

【具体的な取組】

- ・いじめアンケート結果を活用した取組の実施
- ・児童生徒を対象とした個別教育相談の実施
- ・様々な人権教育のテーマに即した授業の実施
- ・道徳の授業の充実

④ 家庭と学校が連携した子育ての実施

- 学校と社会・家庭が連携して児童生徒を健全に育成するために、児童生徒の現状を共有する機会を増やすことを目的とし、学校における自由参観(オープン・スクール)の実施やスクールアドバイザーズ(※9)の活用等の充実に努めることが大切である。

【具体的な取組】

- ・自由参観(オープン・スクール)の実施
- ・スクールアドバイザーズの活用等の充実

※7:スクールソーシャルワーカーとは、子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家

※8:キャリア・パスポートとは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。2020年4月から導入

※9:スクールアドバイザーズとは、児童生徒の指導上の課題や生駒市立学校の運営上の課題について、専門的な視点から意見又は助言を求めるために設置した機関

2 授業内容の充実

今回の学習指導要領改訂における教育内容の改善の中で、各教科等における言語活動の充実、理数教育の充実、道徳教育の充実及び小学校段階における外国語活動等について、保育園、こども園及び幼稚園から小学校・小学校から中学校への接続や各教科等を通じて重視し、充実に努めることが求められている。

生駒市においても、これらの内容について、これまで以上に取組を進められたい。

(1) 外国語教育

〈課題〉

- ALTを配置した授業の充実
- 学級担任とALTとの連携
- 小学校教員向け英語研修の充実
- 小学校英語専科指導教員の充実
- 小学校から中学校への接続

〈課題に対する方策〉

① 英語教育推進委員会の開催

- 生駒市における外国語教育の充実に努めるために、生駒市英語教育推進委員

会を定期的に行い、学校の取組を共有し、授業研究を進められたい。

【具体的な取組】

- ・小中学校の教員の交流機会の設置
- ・教科研究会等による授業研究の実施

② 小学校高学年における教科担任制の導入

- 小学校英語専科指導教員の配置の拡大や教科担任制の導入を関係機関に働きかけていただきたい。

【具体的な取組】

- ・小学校英語専科指導教員の配置の拡大
- ・教員の特性を生かした指導体制の充実

③ 生駒市英語教育カリキュラムの実施の徹底

- 「生駒市英語教育カリキュラム」を市内の全小中学校で円滑に実施するために、小中一貫教育を進め、「乗り入れ指導(※10)」の活用を進めていただきたい。

【具体的な取組】

- ・小中一貫教育の充実
- ・中学校の教員による小学校における乗り入れ指導の実施

④ ネイティブな英語に触れる機会の提供

- 小学校で英語の基礎的な力を身につけさせるために、ALT(※11)を配置した授業をさらに充実させ、ネイティブな英語に触れる機会を増やしていただきたい。

【具体的な取組】

- ・ALTと学級担任が連携して行う授業の充実
- ・英語が堪能な地域人材を活用した授業の実施

※10:乗り入れ指導とは、小中一貫教育を実施する小・中学校において、中学校教員が小学校で、又は小学校教員が中学校で行う指導のこと

※11:ALT(外国語指導助手)とは、Assistant Language Teacherの略で、外国語を母国語とする外国語指導助手をいいます。小学校や中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助しています。

(2)ICT活用教育

〈課題〉

- ICT 支援員(※12)の配置
- 大型モニターと接続する機器の充実
- デジタル教材を活用した授業の実施
- 各学校におけるリーダー的人材の育成

〈課題に対する方策〉

① ICT 機器の具体的な活用方法を学ぶ場の提供

- ICT 活用教育推進委員会を定期的で開催し、教職員が先進的な取組や各学校で実施している授業を参観し、研究を深め、ICT 機器活用能力の向上に努めていただきたい。

【具体的な取組】

- ・ICT 活用教育推進委員会の定期的な開催
- ・授業への大型モニターとICT機器の定着
- ・教職員へのタブレットPC を活用した授業研究の実施
- ・生駒市独自の STEAM 教育(※13)エバンジェリスト(※14)の育成
- ・STEAM 教育エバンジェリスト育成研修の開催
- ・STEAM 教育エバンジェリストによる授業研究の実施
- ・企業と連携した STEAM 教育エバンジェリスト育成講座の開催

② デジタル教材等の情報共有

- 市内の全ての教職員がICT機器を活用した授業に取り組むために、個々が有する教材等の情報共有やICT機器の具体的な活用方法を学ぶ場の提供等の環境整備を行う必要がある。

【具体的な取組】

- ・掲示板や共有フォルダ等を活用したデジタル教材等の情報共有

③ 児童生徒1人に1台タブレットPCを配置

- 大型モニターとICT機器の活用を普段の授業の中に定着させ、児童生徒が楽しく学び、「わかった」と感じる授業の実施が望まれる。
- 児童生徒1人に1台タブレットPC を配置し、新しい学びの方法や一人一人にあった学習スタイルを授業の中で進める必要がある。

【具体的な取組】

- ・習熟度別学習の実施
- ・自由で効果的な学びのスタイルの構築
- ・タブレット PC の配置に伴う ICT 支援員の配置
- ・タブレット PC の活用による地域にとび出す機会の創出

※12:ICT 支援員とは、学校で ICT を利用した授業が円滑に進むように、教員や児童生徒の ICT 利活用を援助する

※13:STEAM とは、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(ものづくり)、Art(芸術)、Mathematics(数学)の5つの単語の頭文字を組み合わせた造語です。これら5つの領域を重視する教育方針を意味します。

※14:エバンジェリストとは、高度化・複雑化が進む IT 環境のトレンドや最新テクノロジーをユーザーに向けて分かりやすく解説し、啓蒙を図るのが主な任務を担う専門人材のこと。ここでは、質の高い教育を実践するリーダーとなる教員を指す。

(3)プログラミング教育(※15)

〈課題〉

- 具体的な教材の提供
- 教職員への研修機会の確保

〈課題に対する方策〉

① 学校におけるプログラミング教育推進計画の策定

- コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成を各教科等の授業でICTを活用した教育を積極的にすすめるために、「プログラミング教育推進計画」を策定する必要がある。

【具体的な取組】

- ・ICT 活用教育推進委員会における情報交換
- ・プログラミング的思考(※16)を育む授業研究の実施

② プログラミング教材の活用の充実

- 指導事例や教材の活用方法についての研修を行うとともに、児童への効果的な指導について研究を行ってほしい。

【具体的な取組】

- ・企業と連携した教材・教具の開発
- ・小学校における奈良工業高等専門学校の教員による出前授業の実施

※15:プログラミング教育とは、コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成する。令和2年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。

※16:プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動

きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力

(4) 言語能力

〈課題〉

○新学習指導要領の全面実施をふまえた授業改善

〈課題に対する方策〉

① 言語活動の充実

- 各教科等における言語活動の充実を図るために、実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論する等の活動を充実させる必要がある。
- 生駒市の伝統文化に関する学習を重視し、それに伴い、言葉の豊かさに関する指導を大切にされたい。

【具体的な取組】

- ・実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論する等の活動の充実
- ・各教科における言語活動を取り入れた授業の実施
- ・全小中学校における「書く」活動の実施による「筋道を立ててわかりやすく伝える力」を育成
- ・子どもが理解している語彙数や文章のなかで使いこなせる語句を増やすための目安の策定
- ・本や新聞雑誌などさまざまな情報を整理するための活動を取り入れた授業の実施
- ・児童生徒が文章を読んで理解したことや得た情報などにもとづいて、自分の考えをまとめる活動を取り入れた授業の実施
- ・伝統文化に関する学習を重視し、言葉の豊かさに関する指導の実施

(5) 理数教育

〈課題〉

○新学習指導要領の全面実施をふまえた授業改善

〈課題に対する方策〉

① 算数・数学や理科の学習の質の向上

- 算数・数学や理科の学習の質を向上させるために、授業の中に日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などに取り組むことが重要である。

【具体的な取組】

- ・日常生活等から問題を見いだす活動の実施
- ・観察や実験などを体験する機会の増加

② 児童生徒の興味・関心の高揚

- 児童生徒の科学に対する好奇心を刺激し、科学への興味や関心を高めるために、奈良工業高等専門学校及び奈良先端科学技術大学院大学と連携・協力した取組を今後も進めることを求める。

【具体的な取組】

- ・日常生活等から問題を見いだす活動の実施
- ・観察や実験などを体験する機会の増加
- ・小学校における奈良工業高等専門学校の教員による出前授業の実施
- ・中学校における奈良先端科学技術大学院大学の教員による特別授業及び出前授業の実施
- ・タブレットPCの活用による見てわかる授業の創生

(6) 道徳教育

〈課題〉

- 新学習指導要領の全面実施をふまえた授業改善

〈課題に対する方策〉

① 多様な指導方法による「考え、議論する道徳」の推進

- 児童生徒が道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考え、議論する道徳の授業に取り組むことが大切である。
- 市内の児童生徒の実情について、全国学力・学習状況調査等の結果を分析することにより把握し、児童生徒一人一人に育みたい力を明確にし、各学校で取組を進めていただきたい。

【具体的な取組】

- ・児童生徒の実態に応じた教材の提供
- ・目指す児童生徒像に即した授業の実施
- ・児童生徒の実態に応じた重点教材の設定

(7) 体験活動

〈課題〉

- 新学習指導要領の全面実施をふまえた授業改善

〈課題に対する方策〉

① 自尊感情(※17)の醸成

- 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動を充実すると共に、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の実施を期待する。

- ICT を活用し、児童生徒一人一人が課題を見だし、それを解決するための調査活動に取り組む学習環境の整備を各学校で進めていただきたい。

【具体的な取組】

- ・集団宿泊体験活動や職場体験の実施
- ・あこがれいこまびと事業(※18)の促進
- ・キャリア教育の充実
- ・児童生徒一人一人の創造力を豊かにするためや自立する力を育成するためのタブレットPCを活用した体験活動の実施

※17:自尊感情とは、自らのパーソナリティー(その人の持ち味。個性。人柄)を大切にする感覚および感情のこと。いわゆる自己肯定感(自分のいいところを評価できること)と同じような意味を持つ。

※18:あこがれいこまびと事業とは、地域出身の文化人、スポーツ関係者、事業者等社会で活躍されている方の講演等を通して、児童生徒が郷土愛を持ち、自分の夢に向かって生き生きと活動し、自己有用感を持って将来社会で活躍できる人材の育成を図ることを目的に平成28年度より実施している事業

3 教職員支援

教職員の業務実態を調査・把握した上で、実態を踏まえた業務改善のための基本的な考え方と改善の方向性、実践事例等について取りまとめ、平成31年2月に策定した「教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム」に則った取組を積極的に推進し、働き方改革を進めることが必要である。

〈課題〉

- 統合型校務支援システムの導入
- 時間創造プログラムの実践と充実
- スクール・サポート・スタッフ等のサポート体制の充実

〈課題に対する方策〉

① 統合型校務支援システム(※19)の活用及び定着のための研修会の

開催

- 教職員の事務処理の効率化を図りつつ、事務負担の軽減を図るために、統合型校務支援システムの活用及び定着のための研修会を開催することが大切である。

【具体的な取組】

- ・統合型校務支援システムが活用され、定着するための研修会の実施

② 時間創造プログラムの実践によるゆとりの確保

- 教職員が授業や教材研究等に集中し、ゆとりをもって子どもたちと向き合う時間を確保できるために、「教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム」の内容に即した取組を市内全小中学校でさらに進めてもらいたい。

【具体的な取組】

- ・「教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム」の実践
- ・地域人材を活用したマンパワーの充実
- ・民間企業による水泳指導等の活用

※19:統合型校務支援システムとは、教務系(成績処理、出欠管理、時数等)・保健系(健康診断票、保健室管理等)、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合した機能を有するシステム。「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で重要。また、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有が可能

Ⅲ 主体的・対話的で深い学びの実現

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続ける子どもたちの育成を願う。

〈課題〉

- 生駒市中学校教科等研究会(※20)、生駒市教育振興会(小学校)(※21)への支援体制
- 新学習指導要領の全面実施に対応した研修会の実施
- UD フォント(※22)の使用等、合理的配慮を施した授業の実施

〈課題に対する方策〉

① 教職員の交流・情報交換

- 学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続ける児童生徒の育成を図るために、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を進めていただきたい。

【具体的な取組】

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業内容の改善
- ・教職員へのファシリテーション能力(※23)の育成
- ・学校における授業研究の充実
- ・学校間交流による授業研究の実施
- ・生駒市教育センターの設置及び指導主事の配置の拡充

② 教職員の研修体制の活性化

- 市内の教職員の研修体制の活性化を図るために、教職員同士が実践について交流し、教材研究等の情報を交換できる場として、教職員の資質向上のために自主設置している生駒市教育振興会や生駒市中学校教科等研究会の

活動を充実できるよう支援を進めていただきたい。

- グローバル化や情報化が進展する社会の中を生き抜くために、自分の意見を言える児童生徒の育成を目指し、授業内容を改善するために、市内教職員の研修体制をさらに充実させることが大切である。

【具体的な取組】

- ・生駒市教育振興会及び生駒市中学校教科等研究会への支援の拡充
- ・民間企業による ICT を活用した授業研修の実施
- ・地域学習を通じて、郷土愛を育てるための地域にとび出す機会の創出
- ・外部人材を活用した学習指導の実施

③ 合理的配慮(※24)を施した授業の実施

- 日常的に授業の中で、全ての児童生徒に「わかる」「できる」を保障するために、UDフォントの効果的な活用といった合理的配慮を施した授業

【具体的な取組】

- ・UD フォントを活用した教育活動の充実
- ・個に応じた学習支援の実施
- ・ICT 機器を活用した個に応じた学習支援の充実

※20:生駒市中学校教科等研究会とは、市内の中学校の教員が各教科、領域の部会に所属し、それぞれの教科、領域において研究を行う団体

※21:生駒市教育振興会とは、市内の小学校の教員が各教科、領域の部会に所属し、それぞれの教科、領域において研究を行う団体

※22:UDフォントとは、「文字のかたちがわかりやすいこと」「読みまちがえにくいこと」「文章が読みやすいこと」をコンセプトに開発されたユニバーサルデザイン(UD)に対応した文字のこと

※23:ファシリテーション能力とは、会議等の場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理したり、参加者の認識の一致を確認したりする行為で介入し、合意形成や相互理解をサポートすることにより、組織や参加者の活性化、協働を促進させるリーダーの持つ能力の一つ

※24:合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと

第2章 まとめ

子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値につなげていくことができるようにするために、「新学習指導要領の円滑な実施に向けた具体的な取組」を各学校で実践することが大切である。

そして、これからの社会を担う人材を育成するためにも、今回の答申の中で示した具体的な取組を生駒市教育委員会と学校が一体的に取り組み、実現に向けた研修や教材・教具の開発等、子どもたちの「生きる力」の向上につながる取組が各学校において継続的に取り組まれることを願う。

また、今回審議を重ねる中で、「部活動の社会教育への移行」についても話題に上った。このことについては、部活動そのものを社会教育へ移行することが望ましいのか、それとも、部活動のあり方の一つとして社会教育への移行が考えられるのかということも視野に入れながら、今後関係機関等と検討する必要があるとの考えを付け加えておく。

【参考資料】

生駒市学校教育のあり方検討委員会条例

(設置)

第1条 生駒市教育大綱を踏まえ、本市が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）における教育の質の向上並びに学校及び教職員への支援に関する検討その他の学校教育のあり方に関する調査及び検討を行うため、生駒市学校教育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校における教育の質の向上に関する事項
- (2) 学校及び教職員への支援に関する事項
- (3) 効率的な学校運営に関する事項
- (4) 小中一貫教育に関する事項
- (5) 学校の規模、通学区域及び配置の適正化に関する事項
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内及び必要に応じて委嘱する第5条に規定する臨時委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 自治会を代表する者
- (3) 保護者を代表する者

(4) 学校の長

(5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

生駒市学校教育のあり方検討委員会 委員名簿

(敬称略・区分別・五十音順)

区 分	氏 名	所属母体・役職等
学識経験のある者	樋口 幸雄	元生駒市立中学校長
	前田 康二	奈良教育大学教職大学院 准教授
	吉岡 眞知子	東大阪大学 副学長
自治会を代表する者	松尾 正則	生駒市自治連合会 副会長
保護者を代表する者	岡島 保弘	生駒市 PTA 協議会 顧問
	澤 憲子	生駒市 PTA 協議会 副会長
学校の長	上田 直美	生駒市幼稚園長会（生駒台幼稚園長）
	高島 智春	生駒市校長会（上中学校長）
	山中 治郎	生駒市校長会（生駒南第二小学校長）
その他教育委員会が 必要と認める者	有吉 正晃	公募市民
	大谷 英明	公募市民
	川上 徹	公募市民
	米田 恵美子	生駒市保育会 会長
	松嶋 千年	生駒市民生・児童委員連合会 監事

任期：平成30年6月25日から令和2年6月24日まで
 （ただし、松尾委員の任期は、令和元年5月29日から）

生駒市学校教育のあり方検討委員会 委員名簿（部会別）

就学前教育・保育部会

（敬称略・区分別・五十音順）

区 分	氏 名	所属母体・役職等
学識経験者	吉岡 眞知子	東大阪大学 副学長
保護者を代表する者	岡島 保弘	生駒市 PTA 協議会 顧問
学校の長	上田 直美	生駒市園長会（生駒台幼稚園長）
	山中 治郎	生駒市校長会（生駒南第二小学校長）
その他教育委員会が 必要と認める者	有吉 正晃	公募市民
	米田 恵美子	生駒市保育会 会長

教育環境向上部会

（敬称略・区分別・五十音順）

区 分	氏 名	役職等
学識経験者	樋口 幸雄	元生駒市立中学校長
保護者を代表する者	澤 憲子	生駒市 PTA 協議会 副会長
学校の長	高島 智春	生駒市校長会（上中学校長）
その他教育委員会が 必要と認める者	川上 徹	公募市民
	松嶋 千年	生駒市民生・児童委員連合会 監事

学校規模適正化部会

（敬称略・区分別・五十音順）

区 分	氏 名	役職等
学識経験者	前田 康二	奈良教育大学教職大学院 准教授
自治会を代表する者	松尾 正則	生駒市自治連合会 副会長
保護者を代表する者	岡島 保弘	生駒市 PTA 協議会 顧問
学校の長	高島 智春	生駒市校長会（上中学校長）
	山中 治郎	生駒市校長会（生駒南第二小学校長）
その他教育委員会が 必要と認める者	大谷 英明	公募市民

新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組に関する検討経緯

年月日	回数	内 容
H30.6.25	全 1	・教職員の働き方改革に関する具体的取組について ・新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取り組みについて
H30.7.12	①	・働き方改革に関する国等の状況について ・本市の現状について
H30.8.29	②	・教職員の働き方改革に関するワークショップの結果概要について ・教職員アンケート・ワークショップ等を踏まえた課題の整理について
H30.9.18	③	・教職員の働き方改革に関する課題及び改善点について
H30.10.11	全 2	・審議状況の報告
H30.11.5	④	・教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム（案）の策定について
H30.12.4	⑤	・教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム（案）の策定について
H30.12.17	全 3	・教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム（案）の策定について
H31.2.7	⑥	・教育の質の向上に関する現状把握について
H31.3.1	全 4	・審議状況の報告
R1.4.22	⑦	・教育の質の向上に関する課題整理について
R1.5.27	⑧	・教育の質の向上に関する課題整理について
R1.6.24	⑨	・教育の質の向上に関する課題を踏まえた対策の検討について
R1.7.16	⑩	・教育の質の向上に関する課題を踏まえた対策の検討について
R1.8.28	全 5	・審議状況の報告
R1.9.27	⑪	・教育の質の向上に関する課題を踏まえた対策のまとめについて ・新学習指導要領の円滑な実施に向けた具体的な取組について
R1.10.24	⑫	・教育の質の向上に関する課題を踏まえた対策のまとめについて ・新学習指導要領の円滑な実施に向けた具体的な取組について
R1.11.18	⑬	・教育の質の向上に関する課題を踏まえた対策のまとめについて ・新学習指導要領の円滑な実施に向けた具体的な取組について
R1.12.20	⑭	・新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組について
R2.1.14	⑮	・新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組について
R2.2.13	⑯	・新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組について

教育の質の向上に関する課題を踏まえた対策のまとめ表

		課 題	方 策
社会に開かれた教育課程	連携・協働	・「地域とともにある学校づくり」の推進	・コミュニティ・スクールの導入 ・情報交換できる場所づくり
		・関係機関や関係団体等との連携	
		・地域学校協働活動の周知と実践	
		・学校評価の充実	
教育内容の充実	新学習指導要領の全面実施	・授業時間数の確保	・学校行事の精選 ・夏期休業期間の短縮 ・地域住民等による学校支援
		・小学校高学年における週時数の増加	
		・小学校5,6年生における英語の教科化	
		・教員の持ち時間数の軽減	
	部活動	・「生駒市立学校に係る部活動の方針」に則った部活動の運営	・地域人材の登録システムの導入 ・地域の関係団体との連携による社会教育への移行
		・部活動指導員の配置の拡充	
		・社会教育への移行	
	人生権指	・児童生徒への理解	・教育相談体制の充実 ・フリー参観(オープン・スクール) ・スクールアドバイザーズを活用した保護者対応
		・男女共生教育の推進	
授業内容の充実	外国語教育	・ALTを配置した授業の充実	・英語教育推進委員会等を通じた教科研究の充実 ・小学校高学年における教科担任制の導入 ・生駒市英語教育カリキュラムの実施の徹底
		・学級担任とALTとの連携	
		・小学校教員向け英語研修の充実	
		・小学校英語専科指導教員の充実	
		・小学校から中学校への接続	
	ICT活用教育	・ICT支援員の配置	・ICT機器の具体的な活用方法を学ぶ場の提供 ・デジタル教材等の情報共有
		・大型モニターと接続する機器の充実	
		・デジタル教材を活用した授業の実施	
		・各学校におけるリーダー的人材の育成	
	プログラミング	・具体的な教材の提供	・学校におけるプログラミング教育推進計画の策定
		・教職員への研修機会の確保	
	資質向上	・生駒市中学校教科等研究会、生駒市教育振興会(小学校)への支援体制	・教員同士の交流・情報交換 ・市内教職員の研修体制の活性化 ・合理的配慮を施した授業の実施
		・新学習指導要領の全面実施に対応した研修会の実施	
・UDフォントの使用等、合理的配慮を施した授業の実施			
教職員支援	働き方改革	・統合型校務支援システムの導入	・統合型校務支援システムの活用及び定着のための研修会の開催 ・時間創造プログラムの実践によるゆとりの確保
		・時間創造プログラムの実践と充実	
		・スクール・サポート・スタッフ等のサポート体制の充実	

※下線の方策は、「生駒市教育の質の向上に関するワークショップ」で出た意見を反映したものです。